

地震災害に関する対応基準

「南海トラフ地震臨時情報」発表時及び大規模地震（震度5弱以上）発生時の対応基準

南海トラフ地震臨時情報 (調査中・巨大地震注意)		南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	地震発生
事前避難地域対象外校		事前避難地域対象校	
登校前	防災対応なし	○自宅待機 ※1週間程度の休校措置	○避難行動
登校中	<p><判断の目安> 旭ヶ丘・本町 …「潤」</p> <p>中央町 今之浦1～3丁目 …「あずまや」</p>	<p>○避難行動 ・学校、自宅又は避難場所へ</p> <p>○その後の対応 《学校にいる場合》 ・<u>保護者引渡し</u></p>	<p>○避難行動 ・学校又は避難場所へ</p> <p>○その後の対応 《学校にいる場合》 ・<u>安全が確認されたのち保護者引渡し</u> 《学校以外にいる場合》 ・自宅又は避難所へ</p>
在校中	<p>二之宮1～4丁目 二之宮浅間通り 鳥之瀬・東町・ 七軒町 …「マルショウ」</p>	<p>○学校待機</p> <p>○その後の対応 ・<u>保護者引渡し</u></p>	<p>○避難行動</p> <p>○学校待機</p> <p>○安全が確認されたのち保護者引渡し</p>
下校中	<p>二之宮宮本・西町 二之宮中通り 御殿・大泉町 …「八五郎」</p>	<p>○避難行動 ・学校、自宅又は避難場所へ</p> <p>○その後の対応 《学校にいる場合》 ・<u>保護者引渡し</u></p>	<p>○避難行動 ・学校又は自宅又は避難場所へ</p> <p>○その後の対応 《学校にいる場合》 ・<u>安全が確認されたのち保護者引渡し</u> 《学校以外にいる場合》 ・自宅又は避難所へ</p>

大津波警報・津波警報・津波注意報発表時の対応基準

情報 時刻	大津波警報・津波警報		津波注意報
	発表	解除	
登校前	○避難行動 または自宅待機	○午前10時前 登校 ○午前10時過 休校	津波が到着しても被害が生じる高さではないと学校が判断した場合、すべて通常通りになる。 ※注意報から警報に変更された場合、速やかに警報の対応をとる。
登校中	○避難行動	○午前10時前 通常通り ただし被害状況により保護者引渡し ○午前10時以後 休校 学校にいたら保護者引渡し又は下校	
在校中	○学校待機 または避難行動	○通常通り ただし被害状況により保護者引渡し	
在校中	○学校待機 または避難行動	○通常通り ただし被害状況により保護者引渡し	
下校中	○避難行動	○自宅又は避難所等へ移動 ※学校に避難してきた場合、保護者引渡しまたは下校	

【留意点】

- ・ 登下校時の避難（場所、方法等）について、各家庭でしっかりと協議し、確認をしてください。
- ・ 自宅待機や休校措置をとった場合、その後の登校や学校再開に関する家庭への連絡は、「コドモン」を利用します。
- ・ 情報によっては、教育委員会の判断により、対応を指示する場合があります。
- ・ （2）の表は第4次地震被害想定で津波浸水地域を学区にもつ学校の対応であるため、本校は対象外であるが、状況に応じて同様の対応になる場合があります。

【放課後児童クラブについて】

- ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時、事前避難地域対象校の放課後児童クラブは開所しません。
- ・ 震度5弱以上の地震が発生した時、放課後児童クラブは開所しません。
- ・ 登校前に大津波警報・津波警報が発表された時、放課後児童クラブは開所しません。ただし、学校へ登校となった場合は開所します。

《用語について》

避難所… 被災者が避難生活を送る場所（学校や交流センターなどの公共施設ー市内 43 か所）
市内で震度5強以上の地震が発生又は震度5弱で被害が大きかった場合に開設される。

避難場所… 命の危険を守るために一時的に避難する場所

避難行動… 学校または高台、避難タワー等への避難場所への避難